

定 款

キオクシアホールディングス株式会社

キオクシアホールディングス株式会社

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条（商号）

当社は、キオクシアホールディングス株式会社と称し、英文では、Kioxia Holdings Corporation と表示する。

第 2 条（目的）

当社は、次の業務及びこれらに相当する業務を営む会社(外国会社を含む。)その他の法人等の株式及び持分を所有することにより、当該法人等の事業活動を支配・管理することをその目的とする。

- (1) 電気機械器具製造業
- (2) 半導体素子、集積回路等の電子部品の研究、開発、設計、製造及び販売その他の処分
- (3) 電気機器、電子機器、通信機器の部品及び材料の研究、開発、設計、製造及び販売その他の処分
- (4) 前各号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売及び保守
- (5) 前各号の業務に関するコンサルティング業務
- (6) 前各号に付帯、関連する一切の業務
- (7) 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第 4 条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって

電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、6,210,000,000 株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当会社の普通株式の単元株式数は 100 株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱わない。

第 11 条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、代表取締役のうち取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第 18 条（員数）

当会社の取締役は、3 名以上とする。

第 19 条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条（任期）

1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

第 21 条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役のうち取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 26 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 27 条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 28 条（員数）

当会社の監査役は、3 名以上とする。

第 29 条（選任方法）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 30 条（任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 31 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 32 条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第33条（監査役会の議長）

監査役会の議長は、常勤監査役がこれに当たる。ただし、常勤監査役が議長の職務を行うことができないときは、監査役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の監査役がこれに代わる。

第34条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第35条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第37条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。ただし、株主総会に提出する会計監査人選任に関する議案の内容は、監査役会が決定する。

第38条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該

定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 39 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て代表取締役の決定をもって定める。

第 7 章 計 算

第 40 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 41 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に規定される事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

第 42 条（剰余金の配当等）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前二項に定める場合のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
4. 未払の剰余金の配当には、利息を付さないものとする。

第 43 条（配当財産の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

以上